

令和7年4月1日
校長決定

東京都立桜町高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

- (1) すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを知りながら放置することが無いようにする。
- (2) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) 家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努める。

2 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び教職員は、保護者、地域住民、児童相談所、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。
- (2) いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を適切に行うため設置する。

イ 所掌事項

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針の作成、いじめに関する相談、情報収集、対応検討、報告をする。

ウ 会議

- ・定例会は、各学期に1回程度開催する。
- ・いじめと疑われる相談・通報等の事案が発生した場合には、隨時開催する。

エ 委員構成

- ・校長を委員長とし、副校長、教務主任、生活指導主任、主幹教諭、各学年主任、スクールカウンセラー、養護教員を構成員とし、事案により必要に応じて担任教諭等も加える。委員会の事務局は、生活指導部に置く。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題への対応において、保護者、地域住民、関係機関との迅速、適切な連携・協力ができるサポート体制の確立、いじめ対策委員会の支援、いじめ問題の解決を図ることを目的として設置する。

イ 所掌事項

- ・いじめ問題に対する情報共有、地域への啓発、広報。
- ・いじめ問題に対するいじめ対策委員会への支援。
- ・学校評価アンケート等を通じ、いじめ問題に対する本校の取組に対する評価。

ウ 会議

- ・定例会は、各学期に1回程度開催する。
- ・いじめと疑われる相談・通報等の事案が発生した場合には、隨時開催する。

エ 委員構成

- ・学校運営連絡協議会内に設置し、協議委員を構成員とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然のための取組

ア 「いじめは絶対にしない」ということを生徒に徹底的に周知する。

イ 全職員がいじめ防止の校内研修や情報交換をとおして認識を共有し、組織的に対応する。

ウ 豊かな情操や道徳心を養う道徳教育、お互いの人権を尊重し合える人権教育の充実、自分有用感や充実感を感じられる体験活動の推進等を通じいじめに向かわない態度・能力を育成する。

エ セーフティ教室等を活用し、生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を行う。

オ SNS等のインターネットを介して行われるいじめを防止するために、生徒、保護者に対する情報モラル教育の充実及び啓発活動を行う。

カ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。

キ 投稿を煽ることや同調することは、いじめに加担する行為であることを理解させる。

ク 研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(2) 早期発見のための取組

ア アンケート調査を年3回実施する。

イ 個人面談の機会を利用して、生徒からの聞き取り調査を行う。

ウ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう相談体制の整備を図る。

エ スクールカウンセラーの周知及び活用、校内での相談体制の充実。いじめ相談窓口、電話相談窓口及びコンディションレポートの活用を図る。

オ 日常的な教職員全体による生徒に関する情報の共有化を図る。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合、学校全体で情報の共有化し、組織的な対応を行う。
- イ いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認をする。
- ウ いじめを受けた生徒・保護者やいじめを知らせてきた生徒への支援と落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- エ いじめを行った生徒へ毅然とした指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- オ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるように指導する。
- カ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

(4) 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察署と連携する。
- ウ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校設置者が行う調査に協力する。
- エ 被害の生徒に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、当該生徒の保護や情報共有の徹底を図る。

5 校内における研修体制

各学期1回以上、年間3回以上の研修を下記の内容で実施する。

- ・いじめの未然防止に関する研修。
- ・いじめの対応に関する研修。
- ・生徒の情報交換。
- ・教育相談に関する研修。
- ・いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等に関する研修。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- ア 保護者会等を通じて、スクールカウンセラー等の学校の相談体制等を保護者に周知し、連携強化を図る。
- イ セーフティ教室等を活用し、情報モラル教育の充実を図り、いじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を行う。
- ウ 必要に応じて保護者会を開き、情報の共有と協力を求める。

7 地域及び関係諸機関との連携推進の方策

- ア 警察署や児童相談所等との連携を図り、必要に応じて情報交換を行い、いじめ防止や事案解決を図る。
- イ 学校サポートチームを通じて、警察署との連携や情報交換を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会の学校評価アンケートを活用して、教職員はいじめ防止活動に努める。
- (2) 学校サポートチームを活用し、学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組について評価し、見直すべき点は見直し、実効性のある取組となるよう努める。

以上